

第6編 複合災害対策編

第1章 複合災害対策の考え方

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市、県及び防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じる。

第1節 基本方針

市、県及び防災関係機関が、複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

① 人命救助が第一

人命の救助を第一に、市、県、自衛隊、警察、消防等の防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

② 二次被害の防止

県及び防災関係機関は、各自の役割を果たすとともに、市が行う災害応急対策を支援し、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

③ ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関は、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第2節 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源[※]で対応可能かどうかを判断し、もし、災害対応資源が不足するようであれば、県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※災害対応資源：市内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防等防災関係機関）、施設、備蓄、資機材等の地域資源のことを指す。

第3節 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・事故災害（大規模火災、放射線関係事故、危険物等災害、道路災害、鉄道事故、航空機事故）等

第4節 対応の困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の三つのパターンに分けられる。

パターン1

先発の災害により災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害が拡大する。

| | |
|------|-------------------------|
| 先発災害 | 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 |
| 後発災害 | 巨大台風が直撃 |
| 影響 | 河川氾濫が発生（高麗川、越辺川等の氾濫） |

パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

| | |
|------|--------------------------------|
| 先発災害 | 巨大地震の発生 |
| 後発災害 | 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 |
| 影響 | 先発災害復旧・復興に大規模なダメージ 後発災害への対応の遅れ |

パターン3

市内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなければならぬ状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

| | |
|-----|------------------------|
| 災害A | 市内A地区で土砂災害が発生 |
| 災害B | 市内B地区で竜巻災害が発生 |
| 影響 | 市及び県内対応資源が不足し、対応が困難になる |

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、その場合には近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第2章 予防対策

【行政】

| 計画内容 | 担当 |
|---|--------------|
| <p>1 複合災害に関する防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然災害は、単独で発生するばかりではなく、確率は低いとしても複合的に発災する可能性があることやその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で共有するとともに、市民に対して周知する。 | 総務部 |
| <p>2 複合災害発生時の被害想定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。 | 総務部 |
| <p>3 防災施設の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように、防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。 ●複合災害の想定結果に基づき、市役所庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。 | 総合政策部 総務部 |
| <p>4 非常時情報通信の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。 | 総合政策部 総務部 |
| <p>5 避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「<u>第2編第4章 第2節 救助・避難・誘導體制の整備（予防-32）</u>」を準用する。 ●避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。 ●地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害等で一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。 | 総務部 都市整備部 |
| <p>6 災害医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「<u>第2編第5章第2節 第1 医療救護体制の充実（予防-50）～ 第4 遺体の埋火葬（予防-52）</u>」を準用する。 ●複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握する。 ●複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行う。 | こども健康部 |

| 計画内容 | 担当 |
|---|-------------------------------|
| <p>7 要配慮者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「<u>第2編第4章 第3節 要配慮者の安全確保（予防-36）</u>」を準用する。 ●複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。 | <p>総務部 こども健康部 福祉部</p> |
| <p>8 緊急輸送体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「<u>第2編第1章 第2節 防災拠点及び輸送ルートの確保（予防-3）</u>」を準用する。 ●県及び防災関係機関と連携して代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。 | <p>総務部</p> |

第3章 応急対策

【行政】

| 計画内容 | 担当 |
|---|-----------------------|
| <p>1 情報の収集・伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「第3編第2章 情報収集・伝達・広報（震災-26）」を準用する。 ●複合災害が発生した場合は、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。 | 統括班 広報班 情報班 |
| <p>2 交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生する等の複合災害が発生した場合は、浸水やがけ崩れ、火災、建物倒壊による交通障害が予想されるため、道路管理者及び西入間警察署は、速やかに交通規制を実施する。詳細は「第3編第3章第4節 第3 交通規制の実施（震災-48）」を参照。 | 統括班 土木班 西入間警察署 |
| <p>3 道路の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豪雨により地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合は、がけ崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想されるため、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。詳細は「第3編第4章第2節 第3 陸上輸送対策（震災-60）」を参照。 | 土木班 |
| <p>4 避難所の再配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想されるため、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。 | 統括班 避難所担当 現地対応班 |

(複合-6 は記載なし)